

地方自治体におけるスポーツ立法政策の展開 －条例政策研究の視座－

Development of Legislative Policy on Sport at Local Government

吉田 勝光

Masamitsu YOSHIDA

〈 目 次 〉

- 1 研究の目的
- 2 本研究の対象とする条例及び地方自治体の範囲
- 3 調査方法及び時期・期間
- 4 先行研究
- 5 スポーツ基本条例の制定状況
- 6 今後の研究の在り方における視座
- 7 まとめ

1 研究の目的

近時、現在のスポーツ振興法の全面改正が検討されている。2009（平成21）年の第171回国会では、自民党有志（代表：森喜朗議員）から「スポーツ基本法案」が提出された。結局、会期途中での衆議院解散により廃案となった。その翌年の第174回国会には、自民党・公明党から「スポーツ基本法案」が提出されたが、継続審議となり、未だ成立には至っていない。他方、与党の民主党からも、「スポーツ基本法案」の提出が検討されている。スポーツ振興法やスポーツ基本法（案）は、国のスポーツに関する基本的政策であり、国のスポーツに関する立法政策の中核をなすものである。

他方、地方自治体では、スポーツに関する基本的な政策は、スポーツ振興法4条3項に基づくスポーツに関する各地方自治体の基本的な計画（以下、「地方スポーツ振興計画」という）によって個別的に策定されているケースが比較的多くみられる。観光、建設等の他の計画とともに総合計画の中でスポーツに関する計画が組み入れられているケースも少なくない。過去、スポーツ都市宣言が盛んに行われた時期もある。これは、数項目の宣言の文章を並べたもので、スポーツ団体関係者の集まりで唱和されることもある。

ところが、地方自治体によっては、スポーツに関する基本的な政策が、地方自治体の最高規範であり、憲法とでもいべき、「条例」によって制定されているところがある。特に、最近では、「まちづくり」政策とを関連させて、スポーツ振興をまちづくり政策に取り込むケースがしばしば見られるようになった。

もちろん、地方自治体のスポーツに関する立法政策は、条例に限られるものではない。広く、規則、教育委員会規則、規程等といった呼称を付せられたものもある（例えば、松本市学校体育施設の開放に関する規則⁽¹⁾）。しかし、地方自治体の憲法といわれ、住民の意思を代表する議会によって成立した条例によって決定された政策こそが、スポーツ立法政策を視座に置いた場合、まずもって考察の対象とされるにふさわしいものである。

そこで、本研究では、このようなスポーツに関する立法政策、特にスポーツに関する基本的な政策を盛り込んだ条例（以下「スポーツ基本条例」という）を対象として、まず、その制定の歴史とともに現状を概観し、その特徴や傾向を分析する。そして、その上で、今後の研究の視座をどのように持つかについて考察することを目的とする。該当する条例を所与のものとして、平面的に分析するのみでは、今後、条例を制定することによって政策を実効あらしめることは難しいからである。

2 本研究の対象とする条例及び地方自治体の範囲

（1）考察の対象とした条例の範囲

スポーツに関する条例という場合には、一つの法典としての条例の中に、スポーツに関する規定が含まれる場合がある。例えば、大阪府文化振興条例⁽²⁾の中で、13条では、スポーツ文化の振興を図ることが規定されているような場合である。他方、条例全体がスポーツに関するものである場合がある。例えば、北海道少年スポーツ振興基金条例⁽³⁾が該当する。本研究が対象とするのは、後者のケースである。前者の場合も、スポーツ立法政策に異ならないことから、本来ならば考察の対象とすることが望ましいが、後日を期すこととしたい。

また、本研究では、条例名に「スポーツ」の語を含むものを取り出して考察の対象とした。「スポーツ」の語が条例名に使用されることによって、当該条例がスポーツ政策を主として企図するものであることが、明確であるからである。例えば上記大阪府文化振興条例は、同条例の中でスポーツ政策について触れているが、その分量たるや、一つの条文のみである。これでは、あまりに抽象的で、限られた範囲の政策でしかない。十分なスポーツに関する政策が立法によって行われるとは言い難い。なお、山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例⁽⁴⁾は、条例名に「スポーツ」「まちづくり」の語を含むものであるが、実質は、県有施設の管理条例である、県有施設である

「山口県おのだサッカー交流公園」（山陽小野田市）を、「スポーツ活動を通じて県民の交流及び連携を促進し、もって個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するため」の施設として位置づけたに過ぎないものである。したがって、本研究でいうところのスポーツ基本条例には含めない。

(2) 考察の対象とした地方自治体の範囲

2010（平成22）年4月1日現在、全国の地方自治体の数は、1,797である⁽⁵⁾。本研究では、そのうち、Webサイトにおいて、例規を「○○市例規集」や「○○県法規集」等として公開している全地方自治体を対象とした⁽⁶⁾。

調査のできた地方自治体は、都道府県（47）、東京都の全特別区（23）を始めとして、政令指定都市（19）を含む786市全てについて調査することができた。町村については、Webサイトで公開していないケースもあり、末尾掲載の[別表 調査対象とした町村一覧]に掲載された町村（全町村941中の694）を調査した。全ての地方自治体を網羅していないが、合計1,550の地方自治体となり、全国の地方自治体の86%超であった。

3 調査方法及び時期・期間

調査方法としては、第一段階として、上掲Webサイトにおいて、キーワードとして「スポーツ」で横断検索を行い、該当条例と推測される条例を抽出した。抽出した条例を上掲対象要件（スポーツ全般にわたった政策が読み取れこと及びタイトル名に「スポーツ」の語が入っていること）を充足する条例を選定した。その上で、精度を高めるために、上掲Webサイトに公開されている全地方自治体の例規集類にあたった。

調査の着手は、2009年10月（平成22年度科学研究費申請時）であり、その後隨時収集に当たった。着手以後の条例制定状況の変化を考慮し、2010年年12月末から2011年3月20日までの期間において、集中的に、調査済みの地方自治体については再度例規集にあたり、未着手の地方自治体については新たに調査を行った。

4 先行研究

そもそも、スポーツの政策に関する研究は他のスポーツ関係分野に比して多くない。ましてや、地方自治体に関する研究成果はなおのこと少ない。そのような中において、これまでには、地方自治体のスポーツ政策関係の研究の中心は、条例ではなく、スポーツ振興計画（行政の内部的指針）の策定やその内容であった⁽⁷⁾。

しかし、近時、環境、福祉等といった様々な領域で、政策を条例化することにより、政策の展開を活発に行おうとする「政策の条例化現象」がみられ、様々な条例が制定されている。ところが、スポーツ政策の分野においては、従来から、スポーツに関する条例が、多数見受けられ（例えば、スポーツ施設使用料条例、スポーツ振興基金条例）、またスポーツによるまちづくり条例等、注目すべき条例が制定されているにもかかわらず、これまで、さほど学問的研究の対象としての関心が持たれて来なかった。

以前から年度版として毎年出版され、スポーツ行政実務担当者の座右の書であった『体育・スポーツ指導実務必携』⁽⁸⁾ や、わが国で初めてスポーツ関係の法規を収集し毎年発行されてきた『スポーツ六法』⁽⁹⁾ でも、条例等の地方自治体の法令は、所収されてこなかった。

このような状況の中で、2000（平成12）年7月に、筆者は日本体育・スポーツ政策学会第11回学会大会（国立スポーツ科学センター）において、「スポーツ基本条例の制定に関する一考察」と題して、スポーツ政策の条例化（特にスポーツ権保障規定を盛り込んだ独自の条例）を論じ、「スポーツ基本条例試案」を提示した。2004（平成16）年3月には、大学院修士論文「スポーツ基本条例の制定に係る憲法上の諸問題に関する一考察」において、スポーツ基本条例案を模索しつつ、それ

を制定するまでの憲法上の問題点を指摘し、検討した。

2005（平成17）年には、『スポーツ六法2005』⁽¹⁰⁾においては、地方自治体の条例の重要性が着目され、北海道アウトドア活動振興条例⁽¹¹⁾を始め、幾つかの条例が所収されるに至った。2006（平成18）年6月に到り、上掲修士論文は、同一タイトルで「スポーツ法研究（第8号）」誌⁽¹²⁾に掲載された。また、筆者は、2006（平成18）年、日本スポーツ法学会において、スポーツ施設等の公の施設に指定管理者制度が導入されたことに伴い、関係条例を検討し、「地方自治体のスポーツに係る立法政策」と題した研究報告を行うとともに、同学会誌で同一タイトルの研究論文を発表する機会を持った。これらの論文を収めた『地方自治体のスポーツ立法政策論』を2007（平成19）年に上梓した。

更に、筆者は、2008（平成20）年10月に韓国で「スポーツ基本権の保障と国民体育振興の法的課題」を主テーマとした2008国際学術大会（第6回、韓国スポーツ・エンタテイメント法学会主催）において、「日本の地方自治体のスポーツ基本条例制定の可能性に関する一考察」と題して、研究発表を行った。同発表は、大会論文集⁽¹³⁾において掲載された。これまでに日本で制定された地方自治体のスポーツ基本条例の現状を述べた上で、その課題を検討し、考察したものである。

また、後日、「韓国地方自治体でのスポーツ基本条例制定の可能性に関する一考察」とのテーマで、論文発表を行った⁽¹⁴⁾。

以上から明らかなように、これまでに、スポーツ基本条例に関する研究成果は幾つか存在するが、既に制定されたスポーツ基本条例を一括して内容を始めとして、制定経緯や評価に関する研究成果は見当たらない。

5 スポーツ基本条例の制定状況

我が国では、東京オリンピック開催に向けて、我が国初めてといつてよいスポーツ政策に関する法律であるスポーツ振興法が1961（昭和36）年に制定された。スポーツの定義（第2条）、国又は地方自治体のスポーツの振興に関する計画の策定（第4条）、優秀な選手やスポーツ振興に功績のあった者の顕彰（第15条）、スポーツ振興審議会の設置（第18条）、体育指導委員（第19条）等の規定を置いた。また、スポーツ振興の基本的計画は、国においては、40年後の2000年によくやくスポーツ振興基本計画を策定し、2006年に改定を行った。他方、地方自治体においては、国の計画を参考にしてスポーツ振興計画が策定されてきた。しかし、その計画とは別にスポーツに関する基本的な条例を制定する地方自治体も、極めて稀であったが、存在した。

地方自治体の種別では、県関係が3件、東京都特別区関係が2件、市関係が6件、町関係が7件となっている。

（1）スポーツ基本条例の歴史

スポーツ基本条例といえるものは、上掲調査の範囲内では、下掲〔表 スポーツ基本条例一覧〕に掲げられた条例を指摘することができる。制定順に掲載した。

〔表 スポーツ基本条例一覧〕

番号	都道府県	条例名	制定年月日	条例番号	類型等
1	北海道	俱知安町スポーツ振興条例	S47.12.19	19号	第I類型・代表条例①
2	長崎県	長与町スポーツ振興条例	S51.8.2	25号	第I類型
3	埼玉県	川島町スポーツ振興条例	S52.10.1	23号	第I類型
4	埼玉県	長瀬町スポーツ振興条例	S52.12.27	14号	第I類型

5	北海道	弟子屈町スポーツ振興条例	S56.7.9	12号	第I類型
6	埼玉県	横瀬町スポーツ振興条例	S58.12.25	16号	第I類型
7	東京都	葛飾区文化・スポーツ活動振興条例	H2.3.16	4号	第II類型・ 代表条例②
8	福島県	矢吹町文化・スポーツ振興条例	H8.3.8	18号	第II類型
9	埼玉県	秩父市スポーツ振興条例	H17.4.1	124号	第I類型
10	島根県	21世紀出雲スポーツのまちづくり条例	H18.6.28	56号	第III類型・ 代表条例③
11	埼玉県	埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例	H18.12.26	70号	第III類型
12	東京都	品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例	H19.12.10	45号	第III類型
13	長野県	長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例	H21.9.25	38号	第III類型
14	埼玉県	東松山市スポーツ振興まちづくり条例	H21.12.18	29号	第III類型
15	埼玉県	さいたま市スポーツ振興まちづくり条例	H22.3.25	14号	第III類型
16	山口県	下関市スポーツ振興のまちづくり基本条例	H22.3.29	27号	第III類型
17	鹿児島県	スポーツ振興かごしま県民条例	H22.6.25	27号	第IV類型・ 代表条例④
18	千葉県	千葉県体育・スポーツ振興条例	H22.12.24	61号	第IV類型

備考：資料①②③④は、各類型の代表的条例として末尾に全条文を掲げたもの（別紙1～4参照）。

(2) 条例の類型化

これまで制定されたスポーツ基本条例は、制定時期を基準として、4つの類型（第I類型～第IV類型）に分けることができる。以下に、少し概観することとする。

[第I類型] 初期において、幾つかの地方自治体で、スポーツ振興条例が制定された。「俱知安町スポーツ振興条例」（昭和47年）、「長与町スポーツ振興条例」（昭和51年）、「川島町スポーツ振興条例」（昭和52年）、「長瀬町スポーツ振興条例」（昭和52年）、「弟子屈町スポーツ振興条例」（昭和56年）、「横瀬町スポーツ振興条例」（昭和58年）である。条例政策としては、第1期といってよい。

これら6件の条例とも第1条でもって「スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって住民の心身の健全な発達と健康で明るい生活形成を助長し、本町の社会体育の向上に寄与することを目的と」（俱知安町）して制定された。俱知安町の条例が規定するように、「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の規定に基づくものであった。このため、スポーツの定義は、スポーツ振興法第2条と同趣旨としており、スポーツ振興審議会に関する規定も同条例内で規定している。他の多くに地方自治体は「スポーツ審議会条例」という名称の条例を多く持っているものとは対照的である。また、体育指導員に関する規定を置いている。これについても、多くの地方自治体は、「体育指導員規則」なるものを別個に設けている。

平成17年に制定された「秩父市スポーツ振興条例」（平成17年）も、スポーツ振興審議会や体育指導委員に関する規定をもたないが、条例名、スポーツの定義、条数等の類似性からして、このグループに含めてよい。

[第II類型] スポーツは、ときにスポーツ文化として文化芸術と同じ扱いを受ける場合がある。大阪府文化振興条例では、同条例内で「スポーツの振興」が謳われている。これなどは、スポーツ

はまさに文化の一側面であるとの考えによるものである。そうではなくて、一応スポーツと文化とは区別をしつつも、同一条例で振興を唱える条例が出てきた。それが、「葛飾区文化・スポーツ活動振興条例」であり、「矢吹町文化・スポーツ振興条例」である。

葛飾区の条例は、制定の目的を「区民の自主的な文化活動及びスポーツ活動の振興を図ることにより、地域社会の活性化に寄与するとともに豊かな区民文化の創造と健康で活力に満ちた区民生活の向上に資することを目的とした。その上で、区の「文化・スポーツ活動の振興のための施策を総合的かつ効果的に推進す」べきことや、「文化・スポーツ活動の促進のため、「これらの活動に対する援助、助成その他の必要な措置を講ずる」べき努力義務を課した。さらに、行事への参加に対する助成が可能であることも規定した。

矢吹町の条例では、「スポーツとは、陸上競技、野球、テニス、水泳などから、登山、狩猟などにいたるまで、遊戯、競走、肉体的鍛錬の要素を含む運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」とし、スポーツ振興法のスポーツ概念を踏襲しなかった。その上で、町の責務やスポーツ環境の整備への努力義務を課した。

これらの条例は、スポーツ振興法を受けてのスポーツ振興（文化の振興とともに）を図ろうとするものではなくなっている。スポーツ振興審議会や体育指導委員に関する規定は見当たらない。

[第III類型] 「21世紀出雲スポーツのまちづくり条例」に始まった「スポーツでまちづくり」を意図する条例の一団である。2000年前後から、独自の条例づくりの風潮が、全国の地方自治体で広がり始め、一般行政職員研修などでも研修内容にとりいれられるようになって来た。そのキーワードの一つが、「まちづくり」であった。出雲市の条例から「まちづくり」の語が条例に入った。出雲の条例が、立法政策としての到来を告げるものと言って良い。内容（まちづくり政策の一環として制定）、分量（これまで10条程度、出雲は多い）。スポーツ立法政策上、出雲の条例の果たした役割は大きい。

引き続いて「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」（平成18年）が県レベルで最初に制定された。その後、「東松山市スポーツ振興まちづくり条例」（平成21年）、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」（平成22年）、「下関市スポーツ振興のまちづくり基本条例」（平成22年）が制定された。他方、スポーツと文化とが合わさって、「品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例」（平成19年）や「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」（平成21年）のような条例が制定された。

この時期の条例は、前文において理念が盛り込まれているものもあり（出雲市、品川区、長野市、さいたま市、鹿児島市）、条例制定にかける思いの強さがうかがわれる。

[第IV類型] 「スポーツ振興かごしま県民条例」（平成22年）及び「千葉県体育・スポーツ振興条例」（平成22年）は、最新のスポーツ基本条例である。条例名から、「まちづくり」が消えた。しかし、鹿児島県の条例は、「スポーツの振興による地域づくり」を第16条で規定し、千葉県の条例は、「活力ある地域社会の実現」への寄与（1条）を述べる。

6 今後の研究の在り方における視座

以上、スポーツ基本条例を概観し、その傾向（歴史的観点を含めて）の一端を把握した。それでは、今後、どのような視座に立って、スポーツ政策研究を進めていくべきか考えてみたい。より良いスポーツ基本条例の制定、スポーツ政策の展開を探求するために、現在考えられる諸項目について以下に列挙することとする。便宜上、①研究の基本的視座、②既存のスポーツ基本条例に関する徹底した実態把握、③スポーツ基本条例の評価、④条例を制定する理由の探求、⑤既存のスポーツ条例に関する具体的問題の解決の試み、に分類する。

(1) 研究の基本的視座

地方自治体のスポーツ政策の体系化に向けた研究へのシフトが求められる。地方自治体のスポーツ政策の体系化は、学問的見地からは、国のスポーツ政策の体系化と同じように重要なことである。そして、これまででは、スポーツ振興計画に重点が置かれていた。しかし、国のスポーツ政策の根本がスポーツ振興法にあって、スポーツ振興基本計画ではないのと同じく、地方自治体においては、スポーツ基本条例が、スポーツ振興計画やその他のスポーツ政策に優位に立つものである。従って、地方自治体のスポーツ政策においては、条例を含めた幅広い視野に立った研究が求められている。

(2) 既存のスポーツ基本条例に関する徹底した実態把握（調査）と分析

ヒアリング調査等によって収集された情報を、内容、制定過程、制定趣旨（立法趣旨、制定理由）、立法事実（制定の背景となった事情）や議員立法か否か（主体的役割を果たした者）、条例で規定した理由（スポーツ振興計画との関係性・位置づけ）、長所・短所、条例による効果等について分析を行う。これにより過去の条例の実態を把握でき、また特徴・傾向を把握できる。更に、社会的背景等について詳述すれば以下の通りである。

- ア 当該地方自治体及び当該地方自治体を含む社会的背景（法学の世界では、「立法事実」という）を把握する必要がある。これなくしては、条例制定の意義を正確に理解することができないし、その条例の存在意義を正当に評価することができないと考えられるからである。
- イ 誰が主体的な役割を果たしたのかを明らかにする。条例の制定には、様々な人が関与する。政治家、首長、行政職員等である。条例制定に当たって、大きな役割を果たした者を把握することは、今後の、他の地方自治体での条例政策の展開の在り方関わってくるものと考えられる。政治家のパフォーマンスに終わるのであれば、決して住民のためにならず、意義あるスポーツ基本条例の制定は望めない。
- ウ また、スポーツ政策の決定には、住民の意思を無視できない。制定の段階で、住民の意思をどのように吸い上げてきたかの検証が必要である（コンプライアンス等）。最近では、重要な政策決定にあたっては、一般的な条例制定手法（政策決定手法）を踏むことが求められている。スポーツ関係の政策決定は、行政機関、スポーツ団体関係者が主体となってきていた。一般的なスポーツ愛好者やスポーツ嫌いな一般住民の意思も反映させる必要がある。
- エ 条例の内容を表面的に比較し、歴史的にどのように変遷してきたかを考察するだけでは、スポーツ立法政策の研究としてはさほどの意義はない。むしろ、その条例が、どのような意図で制定され、なぜそれぞれの条項が規定に盛り込まれたか、また、どのような効果をもたらしたかを明らかにすることが重要である。今後の研究は、これらの点に集中すべきである。このためには、ヒアリング調査を十分に行う必要がある。スポーツ振興計画がある地方自治体では、敢えて、条例を制定までする必要はないのではないかと考えられる。また、スポーツ立法政策、なかんずく、条例政策においては、何故条例でなくてはいけないのか、規則ではダメか、規程ではダメか、と言った議論も常に問題とされるべきである。スポーツ基本条例の研究に当たっては、常に逢着する問題であると認識しなければならない。
- オ 「スポーツ振興条例」という名の条例だけを取り上げてみると、昭和51年から52年にかけて3件の条例が制定されている。それ以外は、時を経て次の条例が制定されている。昭和47年（俱知安町）、昭和51年～52年（長与町、川島町、長瀬町）、昭和56年（弟子屈町）、昭和58年（横瀬町）、平成8年（矢吹町）、平成17年（秩父市）、平成22年（鹿児島県、千葉県）である。いかなる背景があるのか、立法政策の観点からは、今後明らかにされることが期待される。
- カ 埼玉県関係が多い。川島町（昭和52年）、長瀬町（昭和52年）、横瀬町（昭和58年）、秩父市（平成17年）、埼玉県（平成18年）、東松山市（平成21年）、さいたま市（平成22年）という状

況である。何か理由があるかは、ヒアリング調査で詳細に検討されることが求められる。

- ヰ 出雲市の条例（平成18年）から「まちづくり」の語が条例に入った。しかし、鹿児島県の条例（平成22年）では「まちづくり」がキーワードになっていない。この理由も調査する必要があろう。
- ケ 条例名からみた場合、特に第Ⅲ類型について、スポーツで「まちづくり」をすることを意図しているのか、スポーツの振興を図ることに重点を置いているのか、不鮮明である。中身を吟味する必要があるとともに、条例名を長野市のように、わかりやすくできないか。ヒアリング調査で明らかにすることが可能である。
- ケ 同じ県というレベルの地方自治体であり、地域づくりや活力ある地域社会の実現を意図しながら、埼玉県の条例は「まちづくり」を条例名に掲げた。これに対して、最近の鹿児島県や千葉県の条例は、取り上げていない。何か社会的背景が考えられるのか、スポーツ政策的に何か理由があるのか、検討する機会があつてよいと考えられる。
- コ スポーツ基本条例の制定の歴史を一覧するだけでも、類型をことにして変遷してきていることが明らかである。この変遷の有り様について考察を深めることは、今後のスポーツ基本条例の在り方を検討する上で大いに参考となる。

(3) スポーツ基本条例の評価

条例制定の効果を評価しておく必要がある。この検証作業は不可欠である。ヒアリングの結果や該当都道府県・市町村のスポーツ関係者（例：体育指導委員、スポーツ団体の役員等）に対して、条例の評価に関するアンケート調査を行い、スポーツ基本条例の効果や問題点を明らかにする。経費面からの評価も考慮したい（予算を使わない政策）。お金を使わなくて効果をあげていれば、他の地方自治体も学ぶべきである。

(4) 条例項目・内容の研究

本研究では、研究の性格上スポーツ基本条例の各条の内容の検討にまで入っていない。しかし、内容が重要であることは疑いないことである。ここでは、規定内容の具体性とスポーツ権規定について指摘しておくこととする。

- ア 地方自治体のスポーツ政策の基本的方針ないし方向性を決定するスポーツ基本条例は、その性格からして、強制力を伴わない訓示的規定となりやすい。しかし、それでは、条例に実効性を保つことができないし、実質的に適用を受ける行政職員や住民にしても、遵守への気持ちが薄らぐ可能性は高い。しかし、スポーツ基本条例に具体的規定を盛り込むことができないかというと、そうではない。例えば、スポーツ振興審議会にかんする規定を、スポーツ基本条例に中に取り込めば、委員数や男女比率の規定は、実効性を持つことができる。これに関する研究は、まだ未開拓である。
- イ 現在、自民党・公明党から第174回国会（平成22年）に提出され継続審議中になったままである。そこでは、スポーツ権とは表記されていないが、「スポーツを行う者の権利利益」の保護に関する規定が第28条に盛り込まれた。これはとりもなおさず、スポーツ権に関する規定である。スポーツ権が「法案」ではあるが、法レベルで国会の議論の対象となつたことは画期的である。民主党も「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現する権利」との文言を民主党独自の「スポーツ法案」に組み入れるとのことである⁽¹⁵⁾。

スポーツ権を条例に盛り込むことについては、筆者が「スポーツ基本条例試案」において、2000年7月に日本体育・スポーツ政策学会の一般研究発表）において発表している。その際は、スポーツ権の重要性から、国法レベルよりも、地方レベルの方が、規定として盛り込まれやすいことを主張して提案したものであった。10数年を経て、ようやく、しかも、一気に

国法レベルでの実現の可能性が高まった。このような状況であることから、国法レベルでの規定への盛り込みの方が早く実現しそうである。今後、地方のスポーツ基本条例が制定される際には、必ずやスポーツ権を規定に盛り込むか否かについて議論がなされることが予測される。スポーツ権の規定は、スポーツ基本条例の喫緊の研究課題となった。

(5) 十分な情報収集ができる調査の実施

スポーツ基本条例に関するヒアリング調査は、十分に時間をかけて実施すべきである。特に既にスポーツ基本条例を制定していることが判明した地方自治体に対しては、ヒアリング調査を行うことが望ましい。また、制定の動きのある地方自治体に対しても実施する。調査項目は、実態の解明に必要な項目（文面上の内容ではなく、解釈上の意味）、立法趣旨（制定の理由）、立法事実（制定の背景となった事情）や議員立法か否かは、もちろんのこと、その他必要な情報全てに渡るものである。研究の成果は、この調査が適切であったか否かにかかるといってよい。

(6) 文化芸術分野との比較研究

スポーツは、人が生物学的に生きるために必須のものではないが、人間らしく生きるために不可欠のものである点において、文化と類似している。今回の調査で、スポーツ基本条例の実態をある程度把握できた。しかし、文化に関する文化基本条例とでもいべきものは、本研究において具体的に制定件数を掲げることはできないが、数的には、スポーツ基本条例をはるかに超えて制定されている。スポーツ予算を議論する場合に、文化予算を引き合いに出すことがしばしば行われるが、これと同じく、今後の研究において、文化基本条例（多くは、文化振興条例と称されている）との対比も検討されてよい。

7 まとめ

近時、スポーツの分野でも、ようやく法律や条例といった法規範で政策を実施しようとする「立法政策」の手法が論じられるようになってきた。条例という住民の意識を反映したものであることから、地方スポーツ振興計画（行政機関が決めた内部的指針にすぎない）とは異なる。地方のスポーツ政策にあっては、スポーツ都市宣言や行政内部指針にとどまる地方スポーツ振興計画が議論の中心で、立法すなわち条例によるスポーツ政策の展開は最近まで考えてこられなかった。

本研究は、その中心ともいえるスポーツ基本条例に焦点をあてて、その実情を歴史的観点をも含めて概観しつつ、条例政策の研究の在り方について若干の考察したものである。そして、それを踏まえて、今後の地方自治体のスポーツ立法政策の研究の方向性を幾つか示した。

今後、本研究を土台に、既に制定されているスポーツ基本条例について、制定経緯、立法事実（制定の基礎となった事実）等が明らかにされることによって、当該条例の実態をより多角的に知ることができよう。更に、当該スポーツ基本条例の評価を行うことによって、今後スポーツ基本条例の更に良質な条例が制定されることに役立つこととなるであろう。

今後、スポーツ「立法」政策の研究が、一段と進むことを期待したい。

[別紙1 代表条例①（第I類型の例）]

「俱知安町スポーツ振興条例」（昭和47年12月19日条例第19号）

（目的）

第1条 この条例は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の規定に基づき、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって住民の心身の健全な発達と健康で明るい生活形成を助長し、本町の社会

体育の向上に寄与することを目的とする。

- 2 この条例の運用にあたってはスポーツを行うことを住民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外に利用することがあってはならない。

(定義)

第2条 この条例において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動等で、心身の健全な発達を図るために行われるものという。

(町技)

第3条 倉知安町は、スポーツの振興を図るため町技を指定することができる。

- 2 前項の指定にあたっては議会の同意を得て町長がこれを宣言する。

(町技の振興)

第4条 町技の振興に関して必要な事項は、規則で定める。

(スポーツ振興審議会)

第5条 スポーツの振興に関する事項を審議させるため、倉知安町スポーツ振興審議会を置く。

- 2 スポーツ振興審議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 スポーツ振興審議会委員について必要な事項は、規則で定める。

(体育指導委員)

第6条 スポーツの振興について実践活動及び実技指導を行うため体育指導委員を置く。

- 2 体育指導委員の定数は、10人以内とする。
- 3 体育指導委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 体育指導委員について必要な事項は、規則で定める。

(スポーツ指導員)

第7条 体育指導委員の実践活動を助長し補助するためにスポーツ指導員を置く。

- 2 スポーツ指導員の定数は、30人以内とする。
- 3 スポーツ指導員の任期は、1年とする。
- 4 スポーツ指導員について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会に委任する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月29日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

[別紙2 代表条例②（第Ⅱ類型の例）]

「葛飾区文化・スポーツ活動振興条例」（平成2年3月16日条例第4号）

(目的)

第1条 この条例は、区民の自主的な文化活動及びスポーツ活動（以下「文化・スポーツ活動」という。）の振興を図ることにより、地域社会の活性化に寄与するとともに豊かな区民文化の創造と健康で活力に満ちた区民生活の向上に資することを目的とする。

(区の責務)

第2条 区は、前条の目的を達成するため、文化・スポーツ活動の振興のための施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(文化・スポーツ活動の促進)

第3条 区は、文化・スポーツ活動を促進するため、これらの活動に対する援助、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(行事への参加に対する助成)

第4条 区は、文化及びスポーツに関する行事で次に掲げるものに参加する個人又は団体に対して、その参加に要する経費の一部を助成することができる。

- (1) 国際的規模の行事
- (2) 全国的規模の行事
- (3) 関東等を地域的規模とする行事
- (4) 東京都を地域的規模とする行事
- (5) その他区長が適当と認める行事

(平5条例36・全改)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区規則で定める。

付 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成5年3月16日条例第36号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

[別紙3 代表条例③(第III類型の例)]

「21世紀出雲スポーツのまちづくり条例」(平成18年出雲市条例第56号)

前文

今日、市民一人ひとりが、終生、活力と心の張り合いをもって自己実現を図り、心身ともに健康で幸せを実感できる地域社会を築いていくことが、全市民が目指すべき共通の目標であり、21世紀出雲のまちづくりの基本である。

スポーツは、我々が本来有する運動本能の欲求を満たし、爽(そう)快感、達成感等の精神的充足と体力向上、精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など生涯にわたり心身両面の健康増進に寄与するものである。スポーツの振興こそ、まさに21世紀出雲を支える心身ともに健全な人材の養成・確保を図り、全市民の真の願いである健康で活力ある生涯を約束する基本的な重要な施策であると考える。

すなわち、市民生活のあらゆる局面で、市民が言わば生涯スポーツに親しみ、幅広く多様なスポーツや運動を生涯を通じ楽しみ、その活動の輪と裾(すそ)野を広げるとともに、市民が言わば競技スポーツの専門家を目指し、記録に挑戦し、夢と感動を与えられ、誇りを持つことは、活力ある健全な地域社会の発展に大きく貢献するものである。

他方、大型スポーツイベントの誘致・開催は、市民の日常活動に大きな刺激を与えるとともに、観光ビジネス等地域経済の発展に重要な役割を果たしつつある。

このため、全市民の生涯にわたる幸せと本市の悠久の発展を願い、これまで述べてきたスポーツ文化によるまちづくりの基本を定めるべく、ここに「21世紀出雲スポーツのまちづくり条例」を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、出雲市におけるスポーツ振興の基本的な目標・方策及びスポーツ関係団体の協力関係を明らかにし、市、市民、スポーツ関係団体及び事業所等の連携・協力を促し、もって本市のスポーツ文化の定着・発展に努め、真に心豊かなスポーツ文化都市・出雲の創造に資することを目的とする。

(スポーツ振興の基本目標)

第2条 夢を育み、人を結び、まちが輝くスポーツ文化都市・出雲の創造のため、市、市民、スポーツ関係団体及び事業所等が連携・協力して、次に掲げる基本目標の実現に努力する。

(1) 各種スポーツ大会等の開催、全国大会等出場選手への参加支援、大型スポーツイベントの誘致・開

催及びスポーツ施設の整備と有効活用による「夢と希望を育むまちづくり」

- (2) スポーツアカデミーの創設、市民スポーツを支える人材の育成・支援及び指導者活用システムの構築による「地域の活力となるひとづくり」
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援、各種スポーツ団体の活動支援、市民参加型スポーツイベント等の開催・支援、スポーツ交流事業の推進及びスポーツ拠点づくりの推進による「人と人とがつながりあうネットワークづくり」

(スポーツ振興の基本方策)

第3条 前条に定める基本目標の実現のため、市、市民、スポーツ関係団体及び事業所等が連携・協力のもとに進めるスポーツ振興の基本方策は、次のとおりとする。

- (1) 市は、市民、スポーツ関係団体及び事業所等が、本市のスポーツ振興の共通の基本目標のもとに、相互に緊密に連携・協力できるよう支援する。
- (2) 市は、スポーツ関係団体が、それぞれの目的に合った役割を十分に發揮できるよう、情報の共有化を図るとともに適切な支援に努める。
- (3) 市は、スポーツ関係団体及び事業所等と連携・協働して、各種スポーツ大会・教室の開催、大型スポーツイベントの誘致・開催及びスポーツ施設の整備と有効活用を図り、市民にスポーツに触れる機会をより多く提供できるよう努める。その際、あらゆる年齢層を対象とし、特に青少年の健全な育成と高齢者・障害者の活力増進に配慮する。
- (4) 市は、地域を代表し国内外で活躍するスポーツ競技者の育成と指導者の養成を図るために、スポーツ関係団体の協力・支援を得てスポーツアカデミーを設置し、小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）並びにスポーツ少年団等から選抜された者に、スポーツ競技力の向上に資する教育・訓練を行うとともに、指導者の研修機会の充実に努める。
- (5) 市民は、自らがスポーツによるまちづくりの担い手であるという立場から、それがスポーツに対する関心を培い、市やスポーツ関係団体が行う多様なスポーツ事業に積極的に参加する。
- (6) スポーツ関係団体は、市のスポーツ振興施策への積極的な参加・協力に努めるとともに、市が行うスポーツ振興施策と連携しつつ、自らのスポーツ事業活動により、スポーツのまちづくりに貢献する。
- (7) 事業所等は、市が行うスポーツ振興施策と連携しつつ、自らの事業活動及び社会奉仕活動を通じて、スポーツのまちづくりに貢献する。

(スポーツ関係団体の連携・協力)

第4条 前2条で定める基本目標及び基本方策の実現を目指して活動する本市のスポーツ関係団体の連携・協力の関係は、次のとおりである。

- (1) 学校、出雲市体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツアカデミー、スポーツ少年団その他運動・スポーツサークル等は、それぞれの役割に応じ、指導者・競技者の養成、各種スポーツ大会への参加、情報の提供等密接に連携・協力し、本市におけるスポーツ活動の総合的な振興を図るものとする。
- (2) 学校は、児童・生徒の学校外のスポーツ活動を尊重し、学校の体育・スポーツ指導と学校外のスポーツ活動との連携・協力に配慮するものとする。
- (3) 学校における体育・スポーツ指導はもとより、総合型地域スポーツクラブその他運動・スポーツサークル等も、広く市民の生涯スポーツ愛好の裾野の拡大に資するとともに、出雲市体育協会、スポーツアカデミー及びスポーツ少年団は、学校との連携・協力により、優秀な人材・競技者の育成、競技力の向上に資するものとする。

(出雲市スポーツ振興審議会への諮問)

第5条 市長は、21世紀出雲のスポーツ振興のあり方（平成18年3月策定の「出雲市スポーツ振興基本計画」の見直し、改定を含む。）について、今後必要に応じ、出雲市スポーツ振興審議会条例（平成17年出雲市条例第343号）に基づき設置する出雲市スポーツ振興審議会に諮るものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[別紙4 代表条例④（第IV類型の例）]

「スポーツ振興かごしま県民条例」（平成22年6月25日条例第27号）

スポーツは、人類共通の文化の一つである。

体を動かすという人間の本源的な欲求を満たすとともに、精神的な充足、楽しさや喜びを与えてくれる。また、健康の保持増進、体力や運動能力の向上はもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、特に青少年の健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与する。

人々は、自らの可能性を追求する一方、古代オリンピックなど古くから、その競技技術を競ってきた。スポーツ選手のひたむきに取り組む姿は人々に夢と感動を与えるとともに、地元のスポーツ選手の全国や世界での活躍は県民の誇りであり、県民に連帯感と郷土意識を呼び起こす契機となるなど、活力ある社会の形成にも貢献している。さらに、各種の競技会、イベント、スポーツキャンプなどを通じた交流は、地域の経済発展や活性化にも資するものである。

このため、県民一人一人がスポーツの持つ意義について理解を深め、それぞれの関心や適性などに応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、支えることにより、健やかで心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現に向けてスポーツを振興していくことが重要である。

ここに、スポーツの振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、県民の理解と参加のもとで、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツに関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務及びスポーツ関係団体（主としてスポーツの振興を図る活動を行う団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 スポーツに関する施策は、すべての県民が、それぞれの関心、適性、健康状態等に応じて、いつでもどこでもスポーツに親しむことができる機会が確保されるよう講ぜられなければならない。

2 スポーツに関する施策は、県民がスポーツの持つ意義について理解を深めるとともに、自主的にスポーツ活動に参加することにより、県民の体力の向上及び健康の保持増進が図られるよう講ぜられなければならない。

3 スポーツに関する施策は、スポーツ選手の育成、指導者の養成及び資質の向上、スポーツの施設及び設備の整備又は有効活用等競技力の向上に資する諸施策の効果的な推進が図られるよう講ぜられなければならない。

4 スポーツに関する施策は、青少年の心身の成長過程における体力及び運動能力の向上を図り、並びに豊かな人間性をはぐくむため、学校、家庭及び地域の相互の連携が促進されるよう講ぜられなければならない。

5 スポーツに関する施策は、スポーツ活動を通じて、すべての世代間及び地域間の交流が促進されるよう講ぜられなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進す

る責務を有する。

2 県は、市町村及びスポーツ関係団体等（スポーツ関係団体、大学その他県民のスポーツ活動に資する活動を行う個人及び団体をいう。以下同じ。）が相互に連携してスポーツの振興に関する取組が進められるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

（スポーツ関係団体の役割）

第4条 スポーツ関係団体は、スポーツの振興を図るため、スポーツ活動の推進に主体的に取り組むとともに、県又は市町村が実施するスポーツに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村への要請及び支援）

第5条 県は、市町村に対し、スポーツに関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策への協力を求めるものとする。

2 県は、市町村がスポーツに関する施策を実施するために必要な助言及び情報の提供その他の支援を行うものとする。

（県民の参加の促進等）

第6条 県、市町村及びスポーツ関係団体は、県民のスポーツに関する理解と関心を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとする。

2 県民は、青少年の健全な育成に当たって、社会性、規範意識及びフェアプレーの精神を培う等のスポーツの持つ意義を理解し、学校、家庭及び地域と連携してスポーツ活動に参加するよう努めるものとする。

（基本方針の策定）

第7条 知事は、スポーツの振興を推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、鹿児島県スポーツ振興審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（生涯スポーツの推進）

第8条 県は、すべての県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるようにするため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、県民がスポーツ活動に参加する機会の提供及び環境の整備に努めるものとする。

（健康の保持増進）

第9条 県は、県民のスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、スポーツ活動に関する情報の適切な提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（障がい者スポーツの推進）

第10条 県は、県民の障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（競技力の向上）

第11条 県は、競技力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、計画的なスポーツ選手の育成、競技会への派遣その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手の健康の保持、安全の確保及びドーピングの防止を図るため、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツドクター等の活用の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（スポーツ関係団体及び企業によるスポーツ活動の促進）

第12条 県は、スポーツ関係団体及び企業がスポーツの普及及び競技力の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、スポーツ関係団体及び企業によるスポーツ活動を促進するため、環境の整備に努めるものとする。

(人材の育成)

第13条 県は、生涯スポーツを推進し、及び優秀なスポーツ選手を育成するため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、研修会又は講習会の開催等指導者の養成及び資質の向上並びにスポーツ選手を育成するシステムの構築に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、優秀なスポーツ選手、指導者等が、その有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(子どもの心身の健全な発達及び学校体育の充実等)

第14条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、地域におけるスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育及びスポーツの充実を図るために、教員の資質の向上を図るとともに、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

(スポーツ施設の整備又は有効活用)

第15条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るために、市町村と協力して、スポーツの施設及び設備の整備又は有効活用に努めるものとする。

2 県は、県民のスポーツ活動の場として学校その他の公共の施設を容易に利用することができるようになるため、市町村と協力して、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツの振興による地域づくり)

第16条 県は、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、スポーツを通じた地域の活性化、連帯感の醸成等を図るために、各種の競技会、イベント、スポーツキャンプ等の誘致又は開催その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第7条の規定による基本方針は、この条例の公布の日からおおむね1年以内に策定されなければならない。
- 3 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、スポーツの振興を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。

【注】

- (1) 昭和56年3月14日教育委員会規則第1号。
- (2) 平成17年3月29日条例第10号。
- (3) 昭和49年12月25日条例第61号。
- (4) 平成17年7月12日条例第49号。
- (5) 財団法人地方自治センター、<https://www.lasdec.or.jp/coms/1,0,14,151.html>。
なお、2010年4月1日～2011年3月31日間の市町村合併の予定はない。
- (6) 「全国条例データベース」で鹿児島大学法文学部法政策学科が管理運営するサイト
<http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp/reiki.HTM、。>
- (7) 沖村多賀典・齋藤健司「都道府県におけるスポーツ政策の体系に関する研究」体育・スポ

- ツ政策研究18巻1号55-69頁等)。
- (8) 体育・スポーツ指導実務研究会監修、ぎょうせい。
 - (9) 伊藤堯他編、道和書院発行。
 - (10) 小笠原正・塙野宏・松尾浩也代表編集、信山社)。
 - (11) 平成13年10月19日条例第55号。
 - (12) 1-24頁。
 - (13) 445-467頁。
 - (14) スポーツと法第11巻第4号(通巻第17号) 235-249頁、韓国スポーツ・エンタテイメント法学
会発行、共著者は徐相玉、黃義龍)。
 - (15) 平成23年3月29日 asahi.com 「スポーツ基本法、市民参加も重視 民主が方針」

[別表 調査対象とした町村一覧]

番号	都道府県	町 村	件数
1	北海道	松前町 福島町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 長万部町 八雲町 江差町 上ノ国町 奥尻町 今金町 せたな町 島牧村 寿都町 蘭越町 ニセコ町 留寿都村 喜茂別町 俱知安町 共和町 古平町 南幌町 奈井江町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 増毛町 小平町 苦前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 興部町 雄武町 大空町 豊浦町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町	122
2	青森	平内町 今別町 外ヶ浜町 深浦町 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町 鶴田町 中泊町 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村 おいらせ町 大間町 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町	23
3	岩手	雫石町 葛巻町 岩手町 滝沢村 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 藤沢町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 普代村 軽米町 野田村 九戸村 洋野町 一戸町	20
4	宮城	蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 亘理町 山元町 松島町 利府町 大和町 大郷町 富谷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町	19
5	秋田	小坂町 藤里町 三種町 八峰町 八郎潟町 井川町 大潟村 美郷町 羽後町 東成瀬村	10
6	山形	山辺町 中山町 河北町 西川町 朝日町 大江町 大石田町 真室川町 戸沢村 高畠町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町 三川町 庄内町 遊佐町	17
7	福島	桑折町 国見町 川俣町 大玉村 鏡石町 下郷町 只見町 南会津町 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 三島町 金山町 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 塙町 鮫川村 石川町 平田村 浅川町 三春町 小野町 植葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 新地町	35
8	茨城	茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 利根町	12

9	栃木	上三川町 西方町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 岩舟町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	13
10	群馬	榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 甘楽町 長野原町 東吾妻町 片品村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑樂町	17
11	埼玉	伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 白岡町 杉戸町 松伏町	24
12	千葉	酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	18
13	東京	瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 八丈町 青ヶ島村	6
14	神奈川	葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村	14
15	新潟	聖籠町 田上町 阿賀町 出雲崎町 湯沢町 津南町 刈羽村 関川村	8
16	富山	舟橋村 上市町 立山町 入善町 朝日町	5
17	石川	野々市町 津幡町 内灘町 志賀町 宝達志水町 中能登町 穴水町 能登町	8
18	福井	永平寺町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町	7
19	山梨	市川三郷町 身延町 南部町 富士川町 昭和町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 丹波山村	11
20	長野	小海町 佐久穂町 軽井沢町 御代田町 長和町 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曽町 木祖村 大桑村 木曽町 山形村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 白馬村 小谷村 高山村 木島平村 信濃町	37
21	岐阜	笠松町 養老町 垂井町 関ヶ原町 神戸町 輪之内町 揖斐川町 大野町 池田町 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 白川町 御嵩町	15
22	静岡	東伊豆町 南伊豆町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町	10
23	愛知	東郷町 長久手町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 一色町 吉良町 豊豆町 幸田町 設楽町	18
24	三重	東員町 明和町 玉城町 大紀町 南伊勢町 御浜町 紀宝町	7
25	滋賀	日野町 竜王町 愛荘町 多賀町	4
26	京都	大山崎町 久御山町 井手町 宇治田原町 和束町 精華町 京丹波町 伊根町 与謝野町	9
27	大阪	島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村	10

28	兵庫	猪名川町 多可町 稲美町 播磨町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町	11
29	奈良	山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 大淀町	12
30	和歌山	かつらぎ町 湯浅町 美浜町 みなべ町 白浜町 上富田町 那智勝浦町 串本町	8
31	鳥取	岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町	14
32	島根	東出雲町 奥出雲町 飯南町 斐川町 川本町 美郷町 邑南町 津和野町 吉賀町 海土町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町	13
33	岡山	和気町 早島町 矢掛町 鏡野町 勝央町 久米南町 美咲町 吉備中央町	8
34	広島	府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 世羅町 神石高原町	8
35	山口	阿武町	1
36	徳島	石井町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町	6
37	香川	小豆島町 三木町 直島町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町	7
38	愛媛	上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 愛南町	7
39	高知	東洋町 奈半利町 安田町 本山町 大豊町 土佐町 いの町 中土佐町 日高村 四万十町 黒潮町	11
40	福岡	那珂川町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 桂川町 筑前町 東峰村 大木町 広川町 香春町 川崎町 福智町 荏田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町	23
41	佐賀	吉野ヶ里町 基山町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町	9
42	長崎	長与町 時津町 東彼杵町 川棚町 新上五島町	5
43	熊本	美里町 玉東町 南関町 長洲町 和水町 大津町 菊陽町 南小国町 高森町 西原村 益城町 甲佐町 山都町 芦北町 津奈木町 相良村 五木村 あさぎり町	18
44	大分	日出町 九重町 玖珠町	3
45	宮崎	三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 木城町 川南町 日之影町 五ヶ瀬町	9
46	鹿児島	さつま町 湧水町 大崎町 錦江町 屋久島町 与論町	6
47	沖縄	国頭村 今帰仁村 本部町 宜野座村 金武町 伊江村 読谷村 北谷町 北中城村 中城村 西原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 八重瀬町 与那国町	16

計 694

[謝辞] 本研究は、松本大学「平成22年度学術研究助成費」(研究対象期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日)から補助金を受けて実施できたものである。ここに感謝の意を表したい。